政務活動費領収書等添付用紙

費　目	人件費	No. 1

納入告知書　納付書・領収証書

国庫金　厚生保険

年度	年金特別会計	厚生労働省所管	取扱庁番号	取扱庁名
7	0343	6118	00064743	厚生労働省年金局（広島東　　）

Pay-easy

納付目的年月　令和 7年 4月分

納付期限　令和 7年 6月 2日　右記のとおり納付してください。

令和 7年 5月22日

健康勘定	厚生年金勘定	業務勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
38883円	36600円	720円

納付目的：健康保険料 厚生年金保険料 子ども・子育て拠出金　令和 7年度

厚生労働省所管　年金特別会計

事業所整理記号	事業所番号	うち証券受領
77ヒユテ	01567	円

収納機関番号	納付番号	確認番号
00500	[redacted]	

証券受領　全部　一部

合計額　¥76203

納付場所　日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

広島東　年金事務所

延滞金の計算方法　期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。（健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条）弁済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長

730-8586 広島市　中区　国泰寺町
1－6－34

広島市議会公明党　様
2643 77-ヒユテ　01567 090704

上記の合計額を領収しました。（領収日付等）

出⑧納
7. 5. 27
広島銀行
大手町支店

（納付者渡し）

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

年金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。

この納入告知書（納付書）はPay-easy（ペイジー）対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

備考

会派　社会保険料　4月分　会派 38,461 円　個人 37,742 円

37,741＋720（子ども・子育て拠出金）＝38,461 円

1枚　5/27

政務活動費領収書等添付用紙

費　目	人件費	No. 2

納付書・領収証書　労働保険　国庫金

※取扱庁名：広島労働局
※取扱庁番号：00075541
徴収勘定　保険料収入及び一般拠出金収入
労働保険特別会計 0847 所　厚生労働省 6118 管　※令和 07 年度

労働保険番号	都道府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
	3 4	1	0 1	[redacted]	−000

※CD 1　※証券受領 全部 一部

※会計年度（元号：令和は9）9−07　※徴定年度（元号：令和は9）9−07

※収納区分 62　※認決区分

翌年度5月1日以降　現年度歳入組入

内訳	金額
労働保険料	126910
一般拠出金	127
納付額（合計額）	¥127037

納付の目的
1.令和 07 年度概算 1 期（全期又は1期）
2.令和 06 年度確定

※内証券受領　円

（住所）〒730-8586　広島市
中区
国泰寺町
1−6−34
（氏名）広島市議会公明党
碓氷　芳雄
殿

34101[redacted]-000　0022006　E

収納機関番号	納付番号	確認番号
00400	34590100000012313	154176

あて先
〒730-8538
広島市中区上八丁堀6−30
広島合同庁舎第2号館
広島労働局

労働保険特別会計歳入徴収官

上記の合計額を領収しました。
領収日付等
出④納　7. 6. 4　広島銀行　大手町支店
（納付者渡し）

納付の場所
日本銀行（本店・支店・代理店又は歳入代理店）、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

備考
会派　　労働保険料　令和7年度　127,037円
127,037−39,891（個人負担分）＝87,146　　87,146円

1枚　6/4

政務活動費領収書等添付用紙

費　目	人件費	No. 3

納入告知書　納付書・領収証書

国庫金　厚生保険

年度	年金特別会計	厚生労働省所管	取扱庁番号	取扱庁名
7	0343	6118	00064743	厚生労働省年金局（広島東　）

Pay-easy（ペイジー）

納付目的年月　令和 7年 5月分

納付期限　令和 7年 6月30日

右記のとおり納付してください。　令和 7年 6月19日

健康勘定 健康保険料	厚生年金勘定 厚生年金保険料	業務勘定 子ども・子育て拠出金
38883円	36600円	720円

納付目的：健康保険料・厚生年金保険料・子ども・子育て拠出金　令和 7年度

厚生労働省所管　年金特別会計

事業所整理記号	事業所番号	うち証券受領
77ヒユテ	01567	円

収納機関番号	納付番号	確認番号
00500	[redacted]	

証券受領　全部　一部

合計額　¥76203

納付場所　日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

広島東　年金事務所

延滞金の計算方法　期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。（健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条）弁済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。

歳入徴収官　厚生労働省年金局事業管理課長

730-8586 広島市　中区　国泰寺町
1－6－3 4

広島市議会公明党　様
2643 77-ヒユテ　01567 090705

上記の合計額を領収しました。（領収日付等）

出④納　7. 6. 24　広島銀行　大手町支店（納付書渡し）

年金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。
この納入告知書（納付書）はPay-easy（ペイジー）対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

備考

会派　社会保険料　5月分　会派 38,461円　個人　37,742円
37,741＋720（子ども・子育て拠出金）＝38,461円

1枚　6/34

政務活動費領収書等添付用紙

費　目	人件費	No. 4

納入告知書　納付書 兼 領収証書

国庫金　厚生保険

年度	年金特別会計	厚生労働省所管	取扱庁番号	取扱庁名
7	0343	6118	00064743	厚生労働省年金局（広島東　）

Pay-easy（ペイジー）

納付目的年月　令和 7年 6月分

納付期限　令和 7年 7月31日　右記のとおり納付してください。

令和 7年 7月18日

健康勘定	厚生年金勘定	業務勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
130307円	122610円	2412円

納付目的：健康保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金　令和 7年度

厚生労働省所管　年金特別会計

事業所整理記号	事業所番号	うち証券受領
77ヒユテ	01567	円

収納機関番号	納付番号	確認番号
00500	[redacted]	

証券受領　全部　一部

合計額　¥255329

納付場所　日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

広島東　年金事務所

延滞金の計算方法　期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。（健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条）弁済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長

730-8586 広島市　中区　国泰寺町
1－6－34

広島市議会公明党　様
2643 77-ヒユテ　01567 090706

上記の合計額を領収しました。

（領収日付印）出④納　7. 7. 24　広島銀行 大手町支店

（納付者渡し）

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

年金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。
この納入告知書（納付書）はPay-easy（ペイジー）対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

備考

会派　社会保険料　6月分＋賞与分　会派 126,458円　個人 126,459円
126,458円＋2,412円（子ども・子育て拠出金）128,870円

128,870円

1枚　7/24

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. 5

納入告知書　納付書・領収証書

国庫金　厚生保険

年度	年金特別会計	厚生労働省所管	取扱庁番号	取扱庁名
7	0343	6118	00064743	厚生労働省年金局（広島東　　）

Pay-easy ペイジー

納付目的年月　令和 7年 7月分

納付期限　令和 7年 9月 1日

右記のとおり納付してください。令和 7年 8月21日

健康勘定	厚生年金勘定	業務勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
38883円	36600円	720円

納付目的：健康保険料 厚生年金保険料 子ども・子育て拠出金　令和 7年度

厚生労働省所管　年金特別会計

事業所整理記号	事業所番号	うち証券受領
77ヒユテ	01567	円

収納機関番号	納付番号	確認番号
00500	[redacted]	

証券受領　全部　一部

合計額　¥76203

納付場所　日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

広島東　年金事務所

延滞金の計算方法　期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。（健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条）弁済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。

歳入徴収官　厚生労働省年金局事業管理課長

730-8586 広島市　中区　国泰寺町
1－6－34

広島市議会公明党　様
2643 77-ヒユテ　01567 090707

上記の合計額を領収しました。（領収日付印）

出④納　7. 8. 26　広島銀行 大手町支店

（納付者渡し）

年金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。
この納入告知書（納付書）はPay-easy（ペイジー）対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

備考

会派　社会保険料　7月分　会派 38,461円　個人　37,742円

37,741＋720（子ども・子育て拠出金）＝38,461円

1枚　8/26

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. 6

国庫金　厚生保険

納入告知書・納付書・領収証書

Pay-easy ペイジー

年度	年金特別会計	厚生労働省所管	取扱庁番号	取扱庁名
7	0343	6118	00064743	厚生労働省年金局（広島東　　）

納付目的：健康保険料 厚生年金保険料 子ども・子育て拠出金　令和7年度

厚生労働省所管　年金特別会計

納付目的の年月：令和7年8月分

納付期限：令和7年9月30日　右記のとおり納付してください。

令和7年9月18日

健康勘定 健康保険料	厚生年金勘定 厚生年金保険料	業務勘定 子ども・子育て拠出金	合計額
38883円	36600円	720円	¥76203円

証券受領：全部　一部

事業所整理記号	事業所番号	うち証券受領
77セエテ	01567	円

収納機関番号	納付番号	確認番号
00500	[redacted]	

納付場所　日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

広島東　年金事務所

延滞金の計算方法　期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。（健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条）弁済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。

歳入徴収官　厚生労働省年金局事業管理課長

730-8586 広島市 中区 国泰寺町 1-6-34

広島市議会公明党 様

2643 77-セエテ　01567 090708

上記の合計額を領収しました。（領収日付印）

出㉑納　7.9.24　広島銀行 大手町支店（納付者控し）

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

年金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。

この納入告知書（納付書）はPay-easy（ペイジー）対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

備考

会派　社会保険料　8月分　会派 38,461 円　個人　37,742 円

37,741＋720（子ども・子育て拠出金）＝38,461 円

1枚 9/34

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費

No. 7

納入告知書　納付書〃領収証書

国庫金　厚生保険

年度	年金特別会計	厚生労働省所管	取扱庁番号	取扱庁名
7	0343	6118	00064743	厚生労働省年金局（広島東　）

Pay-easy（ペイジー）

納付目的年月　令和 7年 9月分

納付期限　令和 7年 10月31日　右記のとおり納付してください。

令和 7年 10月21日

健康勘定 健康保険料	厚生年金勘定 厚生年金保険料	業務勘定 子ども・子育て拠出金
43868円	40260円	792円

納付目的：健康保険料・厚生年金保険料・子ども・子育て拠出金　令和 7年度

厚生労働省所管　年金特別会計

事業所整理記号	事業所番号	うち証券受領
77ヒユテ	01567	円

収納機関番号	納付番号	確認番号
00500	[redacted]	

証券受領　全部　一部

合計額　¥84920

納付場所　日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

広島東　・　年金事務所

延滞金の計算方法　期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。（健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条）弁済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長

730-8586 広島市　中区　国泰寺町
1－6－34

広島市議会公明党　様
2643 77-ヒユテ　01567 090709

上記の合計額を領収しました。

（領収日付印）出④納　7. 10. 27　広島銀行 大手町支店

（納付者渡し）

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

年金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。

この納入告知書（納付書）はPay-easy（ペイジー）対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

備考

会派　社会保険料　9月分　会派 42,064 円　個人　42,064 円

42,064＋792（子ども・子育て拠出金）＝42,856 円

1枚 10/27

政務活動費領収書等添付用紙

費　目	人件費	No. 8

納入告知書　納付書・領収証書

国庫金　　厚生保険

年度	年金特別会計	厚生労働省所管	取扱庁番号	取扱庁名
7	0343	6118	00064743	厚生労働省年金局（広島東　　）

Pay-easy（ペイジー）

納付目的年月　令和 7年 10月分

納付期限　令和 7年 12月 1日

令和 7年 11月19日　右記のとおり納付してください。

健康勘定 健康保険料	厚生年金勘定 厚生年金保険料	業務勘定 子ども・子育て拠出金
43868円	40260円	792円

納付目的：健康保険料・厚生年金保険料・子ども・子育て拠出金　令和 7年度

厚生労働省所管　年金特別会計

事業所整理記号	事業所番号	うち証券受領
77ヒユテ	01567	円

収納機関番号	納付番号	確認番号
00500	[redacted]	

証券受領　全部　一部

合計額　¥84920

納付場所　日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

広島東　年金事務所

延滞金の計算方法　期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。（健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条）弁済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長

730-8586 広島市　中区　国泰寺町
1－6－34

広島市議会公明党　様
2643 77-ヒユテ　01567 090710

上記の合計額を領収しました。
（領収日付等）

出⑬納 7.11.28 広島銀行 大手町支店（納付者渡し）

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

年金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。
この納入告知書（納付書）はPay-easy（ペイジー）対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

備考

会派　社会保険料　10月分　会派 42,064円　個人 42,064円
42,064＋792（子ども・子育て拠出金）＝42,856円

1枚　11/18

政務活動費領収書等添付用紙

費　目	人件費

No. 9

納入告知書 納付書・領収証書

年度	年金特別会計	厚生労働省所管	取扱庁番号
7	0343	6118	00064743

取扱庁名 厚生労働省年金局（広島東　　　）

国庫金　厚生保険

Pay-easy

納付目的 健康保険料 厚生年金保険料 子ども・子育て拠出金 令和 7年度

厚生労働省所管 年金特別会計

納付目的年月 令和 7年 11月分

納付期限 令和 8年 1月 5日 右記のとおり納付してください。 令和 7年 12月18日

健康勘定 健康保険料	厚生年金勘定 厚生年金保険料	業務勘定 子ども・子育て拠出金
43868円	40260円	792円

合計額 ¥84920円

証券受領 全部 一部

うち証券受領 円

事業所整理記号	事業所番号
77ヒユテ	01567

収納機関番号	納付番号	確認番号
00500	[redacted]	

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

広島東 年金事務所

延滞金の計算方法 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。（健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条）弁済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。

歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長

730-8586 広島市 中区 国泰寺町
1－6－34
広島市議会公明党
2643 77-ヒユテ 01567 090711 様

上記の合計額を領収しました。
（領収日付印）出納 7.12.23 広島銀行 大手町支店
（納付者殿し）

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

年金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。
この納入告知書（納付書）はPay-easy（ペイジー）対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

備考

会派　社会保険料　11月分　会派 42,064 円　個人 42,064 円
42,064＋792（子ども・子育て拠出金）＝42,856 円

1枚 1/1

政務活動費領収書等添付用紙

費　目	人件費	No. 10

納入告知書　納付書・領収証書

国庫金　　厚生保険

年度	年金特別会計	厚生労働省所管	取扱庁番号	取扱庁名
7	0343	6118	00064743	厚生労働省年金局（広島東　）

納付目的年月　令和 7年 12月分

納付期限　令和 8年 2月 2日　右記のとおり納付してください。

令和 8年 1月22日

健康勘定 健康保険料	厚生年金勘定 厚生年金保険料	業務勘定 子ども・子育て拠出金
135292円	126270円	2484円

事業所整理記号	事業所番号	うち証券受領
77ヒユテ	01567	円

収納機関番号	納付番号	確認番号
00500[redacted]		

証券受領　全部　一部

合計額　¥264046

納付目的：健康保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金

令和 7年度

厚生労働省所管

年金特別会計

納付場所　日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

広島東　　年金事務所

延滞金の計算方法　期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。（健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条）弁済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長

730-8586 広島市　中区　国泰寺町

1－6－34

広島市議会公明党　　様

2643 77-ヒユテ　01567 090712

上記の合計額を領収しました。

（領収日付等）

出⑬納　8. 1. 29　広島銀行　大手町支店（納付書扱い）

年金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。

この納入告知書（納付書）はPay-easy（ペイジー）対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

備考

会派　社会保険料　12月分＋賞与分　会派 130,781円　個人 130,781円

130,781円＋2,484円（子ども・子育て拠出金）133,265円

133,265円

1枚 1/9

政務活動費領収書等添付用紙

費　目	人件費	No. 11

納入告知書　納付書・領収証書

国庫金　　厚生保険

年度	年金特別会計	厚生労働省所管	取扱庁番号	取扱庁名
7	0343	6118	00064743	厚生労働省年金局（広島東　）

Pay-easy（ペイジー）

納付目的年月　令和8年1月分

納付期限　令和8年3月2日（右記のとおり納付してください。）令和8年2月18日

健康勘定 健康保険料	厚生年金勘定 厚生年金保険料	業務勘定 子ども・子育て拠出金
43868円	40260円	792円

納付目的：健康保険料　厚生年金保険料　子ども・子育て拠出金　令和7年度

厚生労働省所管　年金特別会計

非業所整理記号	非業所番号	うち証券受領
77ヒユテ	01567	円

収納機関番号	納付番号	確認番号
00500	[redacted]	

証券受領　全部　一部

合計額　¥84920

納付場所　日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

広島東　　年金事務所

延滞金の計算方法　期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。（健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条）弁済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。

歳入徴収官　厚生労働省年金局事業管理課長

730-8586 広島市　中区　国泰寺町
1－6－34

広島市議会公明党　　様
2643 77-ヒユテ　01567 090801

上記の合計額を領収しました。（領収日付等）

出④納　8. 2. 25　広島銀行　大手町支店（納付者渡し）

年金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。

この納入告知書（納付書）はＰａｙ－ｅａｓｙ（ペイジー）対応のＡＴＭ、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度５月１日以降現年度歳入組入

備考

会派　　社会保険料　１月分　　会派 42,064 円　　個人　42,064 円

42,064＋792（子ども・子育て拠出金）＝42,856 円

1枚　2/25

政務活動費領収書等添付用紙

費　目	人件費

No. 12

納入告知書　納付書・領収証書

国庫金　厚生保険

年度	年金特別会計	厚生労働省所管	取扱庁番号	取扱庁名
7	0343	6118	00064743	厚生労働省年金局（広島東　）

Pay-easy（ペイジー）

納付目的年月　令和 8年 2月分

納付期限　令和 8年 3月31日　右記のとおり納付してください。

令和 8年 3月19日

健康勘定	厚生年金勘定	業務勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
43868円	40260円	792円

納付目的：健康保険料　厚生年金保険料　子ども・子育て拠出金

令和 7年度

厚生労働省所管
年金特別会計

事業所整理記号	事業所番号	うち証券受領
77ヒユテ	01567	円

収納機関番号	納付番号	確認番号
00500[redacted]		

証券受領　全部　一部

合計額　¥84920

納付場所　日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

広島東　年金事務所

延滞金の計算方法　期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。（健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条）弁済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。

歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長

730-8586 広島市　中区　国泰寺町
1－6－34

広島市議会公明党　様
2643 77-ヒユテ　01567 090802

上記の合計額を領収しました。
（領収日付印）
出⑤納
8. 3. 25
広島銀行
大手町支店
（納付者渡し）

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

年金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。
この納入告知書（納付書）はPay-easy（ペイジー）対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

備考

会派　社会保険料　2月分　会派 42,064円　個人 42,064円
42,064＋792（子ども・子育て拠出金）＝42,856円

1枚　3/25

政務活動費領収書等添付用紙

費　目	人件費	No. 13

納入告知書　納付書・領収証書

国庫金　厚生保険

年度	年金特別会計	厚生労働省所管	取扱庁番号	取扱庁名
8	0343	6118	00064743	厚生労働省年金局（広島東　　）

Pay-easy ペイジー

納付目的年月　令和 8年 3月分

納付期限　令和 8年 4月30日　右記のとおり納付してください。

令和 8年 4月20日

健康勘定 健康保険料	厚生年金勘定 厚生年金保険料	業務勘定 子ども・子育て拠出金
60049円	56547円	1112円

納付目的　健康保険料　厚生年金保険料　子ども・子育て拠出金　令和 8年度

厚生労働省所管　年金特別会計

事業所整理記号	事業所番号	うち証券受領
77ヒユテ	01567	円

収納機関番号	納付番号	確認番号
00500	[redacted]	

証券受領　全部　一部

合計額　¥117708

納付場所　日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

広島東　年金事務所

延滞金の計算方法　期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。（健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条）弁済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長

730-8586 広島市　中区　国泰寺町
1－6－34

広島市議会公明党　様
2643 77-ヒユテ　01567 090803

上記の合計額を領収しました。
（領収日付印）
出②納
8. 4. 23
広島銀行
大手町支店
（納付者渡し）

翌年度５月１日以降現年度歳入組入

年金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません
この納入告知書（納付書）はPay-easy（ペイジー）対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

備考

会派　社会保険料　3月分＋賞与分　会派 58,299 円　個人 58,297 円
58,299 円＋1,112 円（子ども・子育て拠出金）59,411 円

59,411 円

1枚　4/23